



名古屋国際センター

# ボランティア要綱

令和7年度

氏 名: \_\_\_\_\_

登録ボランティア種類: \_\_\_\_\_

公益財団法人名古屋国際センターは、誰もが豊かに安心して暮らせる社会の実現を目指し、「地域における多文化共生の促進」と「地球市民意識の醸成」を基本方針とし、さまざまな活動を行っています。市民の皆様にはボランティアとしてのご協力をいただき、取り組んでいきたいと願っています。

## (公財)名古屋国際センターボランティアに関する要綱

制 定 平成13年3月14日

最終改正 令和7年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋国際センター（以下「センター」という。）が、市民と外国人住民とが共に豊かな文化を創造できる「多文化共生社会」の形成のために、幅広く市民の地域社会への関わりを推進する趣旨のもとに、ボランティア登録を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(登録ボランティアの種類及び活動内容)

第2条 センターに登録するボランティア（以下「登録ボランティア」という。）の種類は、次の各号のとおりにする。

(1) 多文化共生ボランティア

ア NIC 日本語教室ボランティア

イ 情報サービスコーナーボランティア

A) NIC OUT & ABOUT “発見！名古屋” ボランティア

B) NIC WALKING GUIDES ボランティア

ウ ライブラリーボランティア

A) ライブラリーボランティア

B) 絵本の会ボランティア

エ ひらがなしんぶんボランティア

オ NIC 子ども日本語教室ボランティア

カ NIC 高校生日本語教室ボランティア

キ 語学ボランティア

ク 災害語学ボランティア

ケ 留学生サポートボランティア

A) 交流サポートボランティア

B) 日本語サポートボランティア

コ やさしい日本語ボランティア

サ ピアサポートボランティア

(2) 異文化理解ボランティア

ア ホームステイボランティア

イ 事業サポートボランティア

ウ グローバルユースボランティア

(3) 国際協力ボランティア

ア 世界寺子屋運動ボランティア

2 上記のボランティアについては、センターの判断により、追加、変更、廃止を行うことができる。

3 登録ボランティアの活動内容は、別紙のとおりとする。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、第1条と第2条及び第8条を除き、留学生サポートボランティアには適用しない。

(活動の範囲)

第4条 登録ボランティアの活動範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) センターが主催、共催又は後援する各種事業及びセンターが紹介する団体及び個人への協力
- (2) その他、外国人及び日本人に対する利便の提供

(活動の依頼)

第5条 センターは、ボランティア活動の依頼を、対象活動の内容に応じ、登録ボランティアに直接連絡して行うものとする。

(報酬)

第6条 センターは、登録ボランティアの活動に対する報酬は支給しない。

(必要経費の補助等)

第7条 登録ボランティアの活動に対する必要経費として、次の各号のとおり補助を行う。

- (1) 多文化共生ボランティア（語学ボランティアと災害語学ボランティア及び放送ボランティア、ピアサポートボランティア、留学生サポートボランティアは除く。）、国際協力ボランティア及びグローバルユースボランティアの活動については、センターの算出方法により、ボランティア活動に係る交通費を一部補助する。
- (2) 語学ボランティア（通訳）の活動については、依頼者の負担により、1,000円を補助する。ただし、語学ボランティアの活動にかかる交通費が1,000円を超える場合は、その実費を依頼者の負担により支給するものとする。なお、ボランティア活動に特別な経費が必要な場合は、依頼者が負担するものとする。
- (3) 絵本の会ボランティア（読み手）、事業サポートボランティア、災害語学ボランティア、ピアサポートボランティア、やさしい日本語ボランティア（ブース出展等の場合）および国際協力ボランティア（ブース出展等の場合）の活動については、1日につき1,000円を補助する。ただし、事業サポートボランティアについては、活動内容が他種類ボランティアの補助の場合、そのボランティアの規定に準ずる。
- (4) ホームステイボランティアの活動については、原則として、依頼者の負担により1日につき1人あたり1,000円を補助する。なお、ホームステイをする滞在者本人の個人的経費は、滞在者本人の負担とする。

2 第1項の規定にかかわらず、センターの主催事業に参加する場合の活動に係る必要経費は、センターが負担する。

(ボランティア活動に係る保険)

第8条 登録ボランティアは、ボランティア活動保険に加入するものとし、その費用はセンターが負担する。

(登録期間)

第9条 登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、途中で登録したボランティアにあたっては、登録した日から登録期間の末日までとする。

(登録)

第10条 センターは、登録を決定したボランティアに登録の通知をする。

(団体登録)

第11条 第2条に掲げる登録ボランティアの種類のうち、センターが特に必要と認めるものについては、団体で登録（以下「団体登録」という。）することができる。

2 団体登録をしようとする団体は、団体名で登録の申し込みを行うものとする。

3 団体の代表者に登録の通知をすることにより登録を決定し、ボランティア要綱を併せて送付する。団体の代表者は、構成員の名簿をセンターに提出し、その名簿に変更があった場合は、その都度センターに連絡するものとする。

4 この要綱の規程（第10条及び第12条を除く。）は、前項の規定に定める名簿に登載された団体の構成員に適用する。

(登録の更新)

第12条 登録の更新希望者は、センターが必要と認める場合は、登録の更新を行うことができる。

(登録の取り消し)

第13条 センターは、次の各号に掲げる場合、ボランティアの登録を取り消すことができる。

(1) 辞退の申し出があったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 登録ボランティアの信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

(4) センターからの要請に応じられない状態が続いたとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

第2条 財団法人名古屋国際センターボランティア要綱（昭和59年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 【登録ボランティアの活動内容】

### 1 多文化共生ボランティア

名古屋国際センターは、地域における多文化共生社会の促進を目指し活動しています。多文化共生社会とは、外国人が地域住民として基本的なサービスを受けられ、市民と外国人住民が共に助け合い、豊かな文化を創造できる社会です。

多文化共生ボランティアには、そのような社会を形成するための活動をお願いしています。

#### ア NIC日本語教室ボランティア

当地域に在住する外国人等を対象として、日本語でのコミュニケーションの機会と生活情報の提供などを行います。また、教室運営に関する事務なども行います。年間3コース開催し、毎週日曜日を開講日として、1コース10回程度、約3ヶ月を要します。

活動にあたって、日本語教師の資格は問いません。「日本人・外国人」「教える・教えられる」をこえて、お互いに学び合う活動を目指しています。

（活動頻度）毎週日曜日（担当によっては、その他の曜日の活動もあります）

#### イ 情報サービスコーナーボランティア

##### (A) NIC OUT&ABOUT “発見！名古屋” ボランティア

日本や名古屋地域の文化を英語とやさしい日本語で紹介・解説する記事を作成し、英語情報紙『ナゴヤカレンダー』やホームページ上で情報提供します。

（活動頻度）週1回（2～3時間程度）

##### (B) NIC WALKING GUIDES ボランティア

名古屋を中心とする観光情報を英語で紹介するガイドブックの作成及びウォーキングツアー（年2回、各回2時間程度）を、企画・実施します。

（活動頻度）第3土曜日午前（ミーティング）

#### ウ ライブラリーボランティア

##### (A) ライブラリーボランティア

センター3階のライブラリーにおいて、図書の整理や登録作業、新着図書の紹介活動などを行います。具体的には、寄贈本の整理、ライブラリー内の掲示板、SNSでの情報提供を行います。また、ライブラリーで行うイベント及びその他の業務などの補助を行います。

（活動頻度）週1回（3時間以上）

##### (B) 絵本の会ボランティア

原則として第2・4日曜日に当センターが主催する外国人ボランティアが母語で絵本の読み聞かせをする「外国語で楽しむ絵本の会」の企画運営、当日の進行を行います（年数回、市内の図書館等で行います）。

（活動頻度）毎月2回程度

#### エ ひらがなしんぶんボランティア

年3回「なごやひらがなしんぶん」（日本語学習者のために、漢字の上に読み仮名を振って書かれた情報紙）を発行します。

（活動頻度）毎週火曜日

#### オ N I C子ども日本語教室ボランティア

日本語を母語としない就学年齢の子どもに日常や学校生活に必要な日本語の学習をサポートします。年間3コース開催し、毎週日曜日を開講日として、1コース10回程度、約3ヶ月を要します。

（活動頻度）毎週日曜日

#### カ N I C高校生日本語教室ボランティア

高校在学中、あるいは高校・大学進学を目指す義務教育年齢を超えた外国人の若者を対象に、日本語や日本語を基盤とした学習を支援します。

（活動頻度）毎週日曜日

#### キ 語学ボランティア

在住外国人が言葉のサポートを必要とする場面での通訳・翻訳の活動を行います。保育園や行政窓口等の公的機関での通訳、手紙・簡単な資料類（公文書は除く）の翻訳などを行います。

（活動頻度）随時 センターからの依頼によります。

#### ク 災害語学ボランティア

地震などの大規模な災害時に、日本語の理解が十分でなく、必要不可欠な情報を得ることが困難な外国人を支援するため、区役所や避難所等で通訳・翻訳、情報収集・提供等の活動を行います。

（活動頻度）随時 センターからの依頼によります。

#### ケ 留学生サポートボランティア

主に国際留学生会館に在住する留学生を対象として、交流ボランティアは留学生と県民・市民との交流行事や日本文化・習慣の紹介行事を企画、実施します。また日本語ボランティアは日本語の指導や生活情報の提供などを行います。

（活動頻度）交流ボランティア 毎月1回程度

日本語ボランティア 毎週土曜日

#### コ やさしい日本語ボランティア

外国人住民にとって有益な情報をやさしい日本語に書き換える活動や、やさしい日本語の普及活動を行います。

（活動頻度）原則として第3土曜日

## **サ ピアサポートボランティア**

日本社会の制度や習慣、生活ルールなどに精通した在住外国人ボランティアが、悩みや不安をもつ同国出身者等に寄り添い、アドバイスを行います。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

## **2 異文化理解ボランティア**

名古屋国際センターは、「地球市民としての意識の醸成」を目指して活動しています。「地球市民」とは、世界の他の地域で起こっている事象や問題等に対して、自分もしくは自分を取り巻く地域のこととして感じられる市民を指します。

異文化理解ボランティアは、多文化共生の基礎となる国を超えた市民同士の相互理解や交流、地域と世界との繋がりや世界が抱えている課題に対する理解を深めるための活動をお願いしています。

### **ア ホームステイボランティア**

センターもしくは日本または外国の国家機関・地方自治体・大学などの公共・公益的団体が実施する事業に参加する外国人、日本の大学等に在籍する外国人学生及びセンターが適格と認めた外国人を対象とし、一般の旅行者は対象としません。これら外国人が家庭に滞在することにより、日本人の生活や文化を理解し、交流を深める機会を提供します。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

### **イ 事業サポートボランティア**

センターが企画・開催する各種イベント等において、アシスタントとして活動するもので、受付事務、会場設営・撤去などがあります。

(活動頻度) 随時 センターからの依頼によります。

### **ウ グローバルユースボランティア**

若者たちが主体となって、地域や地球の課題やキャリア等をテーマに、イベント等の企画運営を行います。

(活動頻度) 随時

## **3 国際協力ボランティア**

名古屋国際センターは、異文化理解や世界が抱えている課題に対する理解の上に立ち、その課題の解決に向けた活動の機会も提供しています。

### **世界寺子屋運動ボランティア**

文字の読み書きができない人（非識字者）のための識字教育環境づくりを応援する“世界寺子屋運動”書き損じはがきキャンペーンの推進に協力する活動で、書き損じはがきの整理、キャンペーンの広報活動及びそれらに関わる事務などを行います。

(活動頻度) 書き損じはがきの整理・・・週1回程度

キャンペーンの広報活動・・・随時 センターからの依頼によります。

(年2回程度)

## (公財)名古屋国際センターのご案内

### ●ボランティアに関するお問い合わせ

**事業課** ☆休館日:月曜日、2月及び8月の第2日曜日、12/29~1/3

受付時間:9:00~17:00

TEL:(052)581-5689・5691 FAX:(052)581-5629

Eメール: vol@nic-nagoya.or.jp / koryu@nic-nagoya.or.jp

### <情報サービスコーナー>

受付時間: 日本語・英語 9:00~19:00

ポルトガル語・スペイン語 10:00~12:00 13:00~17:00

中国語 13:00~17:00(土日は、10:00~12:00、13:00~17:00)

ハングル・フィリピン語 13:00~17:00(木、土、日曜日)

ベトナム語 13:00~17:00(水、土、日曜日)

ネパール語 13:00~17:00(水、日曜日)

インドネシア語 13:00~17:00(第1・3水、第1・3日曜日)

タイ語 13:00~17:00(第2・4水、第2・4日曜日)

TEL:(052)581-0100 FAX:(052)571-4673

Eメール: info@nic-nagoya.or.jp

### <ライブラリー>

受付時間:日本語・英語 9:00~19:00

TEL:(052)581-0102

**留学生課** ☆休館日:日曜日、祝日、12/29~1/3

### <国際留学生会館>

受付時間:9:00~20:00(火、木、土曜日は、17:00まで)

〒455-0015 名古屋市港区港栄二丁目2-29

TEL:(052)654-3511 FAX:(052)654-3510

Eメール: isc@nic-nagoya.or.jp

### ●名古屋国際センター賛助会員、施設に関するお問い合わせ

#### **総務課**

☆休館日:2月及び8月の第2日曜日、12/29~1/3

受付時間:9:00~21:00(施設の受付は17:30まで)

TEL:(052)581-5678(代表)

FAX:(052)581-5629

Eメール: nic@nic-nagoya.or.jp

〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1

